

# インフルエンザ注意報の発令について

令和5年(2023年)11月9日(木) 15時00分

北海道名寄保健所  
(北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室)  
電話：01654-3-3121

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第44週(令和5年10月30日～令和5年11月5日)において、管内の定点医療機関当たりの患者報告数が、注意報基準以上となりましたので、インフルエンザ注意報を発令します。

記

## 1 定点医療機関当たりの患者報告数(第44週速報値)

区分	名寄保健所	全道	全国
定点当たり患者数	11.60人	24.68人	集計中

## 2 対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページで御覧になれます。

## 3 参考

### (1) 最近5週間における定点医療機関当たりの患者報告数(表示は、「患者/定点」単位:人)

	第40週 (10/2～10/8)	第41週 (10/9～10/15)	第42週 (10/16～10/22)	第43週 (10/23～10/30)	第44週 (10/30～11/5)
名寄保健所	10 (2.00)	16 (3.20)	46 (9.20)	18 (3.60)	58 (11.60)
全道	855 (3.78)	1,107 (4.90)	2,078 (9.19)	4,425 (19.58)	5,577 (24.68)
全国	49,410 (10.01)	54,766 (11.07)	81,259 (16.43)	97,292 (19.68)	集計中

※第44週の患者報告数は速報値。

### (2) インフルエンザの注意報・警報とは

【発令基準】注意報：1 定点医療機関当たりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合  
警報：1 定点医療機関当たりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合  
※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

# インフルエンザ（**注意報**・**警報**）の発令について

令和5年(2023年)11月9日(木) 15時00分

北海道富良野保健所

(北海道上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室)

電話：0167-23-3161

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第44週(令和5年10月30日～令和5年11月5日)において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報基準以上となりましたので、インフルエンザ注意報を発令します。

記

## 1 定点医療機関あたりの患者報告数(第44週速報値)

区分	富良野保健所	全道	全国
定点あたり患者数	23.33人	24.68人	集計中

## 2 対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

## 3 参考

### (1) 最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数(表示は、「患者/定点」単位:人)

	第40週 (10/2～10/8)	第41週 (10/9～10/15)	第42週 (10/16～10/22)	第43週 (10/23～10/30)	第44週 (10/30～11/5)
富良野保健所	2 (0.67)	3 (1.00)	1 (0.33)	18 (6.00)	70 (23.33)※
全道	855 (3.78)	1,107 (4.90)	2,078 (9.19)	4,425 (19.58)	5,577 (24.68)※
全国	49,410 (10.01)	54,766 (11.07)	81,259 (16.43)	97,350 (19.68)	集計中

※第44週の患者報告数は速報値。

### (2) インフルエンザの注意報・警報とは

【発令基準】注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合

警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合

※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。